



保護者・地域のみなさまへ

～教職員の働き方改革について～



平成31年4月8日

鳥取県教育委員会

鳥取県立鳥取商業高等学校長

学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、学校の役割が拡大している中、学校現場における教職員の業務が肥大化し、長時間勤務の常態化が本県のみならず全国的に問題となっているのが現状です。

本県でも、「学校カイゼン推進校」の指定や「学校業務カイゼンプラン」に基づき、時間外業務の削減目標等を設定した上で業務改善の取組を行ってきたところです。今後も下記のような働き方改革推進の取組をととして教職員の心身の健康保持に努めることで、一人ひとりの生徒の指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることとしていますので、取組への御理解と御協力をお願いします。

記

1. 教職員の意識改革及び時間外業務（勤務）の削減

- ・各学校における業務改善の取組や研修等をととして、教職員の勤務時間に対する意識の向上を図るとともに、各種調査や研修の削減、会議時間の短縮、勤務時間以降の早期退勤の積極的推進など、業務改善の取組を進めます。
- ・夏季休業中の盆の期間等に、緊急時を除き外部対応を行わない日を設定することなど、時間外業務の削減や休日勤務に係る振替休暇取得などをし易い環境づくりを推進します。
- ・各学校において、より効果的な教育活動を行うために、学校行事の削減を含めて、時期や内容を大胆に見直します。

2. 外部人材の活用

- ・教職員の事務的業務をサポートする職員（教員業務アシスタント）や、部活動の単独指導や単独引率が可能な部活動指導員を一部の学校に配置し、業務の負担軽減に努めます。

3. 部活動活動時間等の設定

- ・学校教育における部活動は、学校教育の一環として重要な教育的意義を有するものですが、適切な休養を伴わない活動は、生徒や教職員にとって心身の健康を損ねる結果を招くことになります。生徒の心身ともに健全な育成を図るため、関係団体等の理解や協力を得ながら、部活動に係る活動時間や部活動休養日について各学校で設定します。鳥取商業高校の方針は、次のとおりです。

鳥取県立鳥取商業高等学校 部活動に係る方針

1 目標

- (1) 部活動は、鳥商教育の三本柱の一つとして実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」及び「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) オフシーズンを明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

- ①休 養 日：原則として、週1日以上とする。
- ②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は3時間程度、学校の休業日（学期中の土日曜、休日も含む）は4時間程度とする。
- ③参加する大会：原則として、県高体連、県高文連、県高野連主催、共催の大会とする。
その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。
- ④その他
 - ・定期考査期間（考査発表日から考査終了日前日まで土日曜、休日を含む）は部活動を行わないこととする。ただし、定期考査期間あるいは考査終了日の後10日以内に③の大会に参加する場合は申請により活動を許可する場合がある。全国大会への出場が決定している等の時は別途協議する。
 - ・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・予定していた休養日に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日等に振り替える。

3 部の運営について

- (1) 体罰等、不適切な指導の禁止について
 - ・部活動顧問、部活動指導員、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。
- (2) 保護者との連携・協力について
 - ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
 - ・必要に応じて、保護者会を開催する。
- (3) 熱中症等による事故防止について
 - ・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。